

業務委託

券売機・入金機収集運搬処分

仕様書

令和7年10月

札幌市交通局  
電気課

- 1 業務名  
券売機・入金機収集運搬処分
- 2 適用範囲  
本仕様書は、札幌市交通局電気課保管場所にある産業廃棄物の収集運搬及び処分に適用する。
- 3 業務概要  
本業務は、券売機・入金機更新等で発生した産業廃棄物の収集運搬処分を行う。
- 4 業務内容  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、保管場所にある産業廃棄物を適正に処理する。  
(1) 保管場所 ※別添参照
- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 場所          | 所在地（札幌市以下）      |
| 札幌市交通局 北野倉庫 | 清田区北野4条5丁目365番4 |
- (2) 運搬する産業廃棄物  
産業廃棄物処理一覧表（別紙1）のとおり。
- (3) 収集運搬作業時間帯  
平日 09:00～17:00
- (4) 収集運搬作業  
・収集運搬作業日については、作業日の5日前までに委託者へ報告すること。  
・事前に現場の確認が必要な場合についても現場確認5日前までに委託者と調整を行うこと。  
・建屋内での重機の使用を不可とする。また、北野倉庫での運搬作業は扉から行うこと。（搬入口にあるシャッターを開放しての運搬は不可）  
・作業の実施にあたっては、運搬経路における通行人等との接触事故等発生防止のため、必要に応じて運搬時に見張りを立てる等、安全確保した上で作業を行うこと。運搬車には最低一人常時待機すること。また、施設の破損等の恐れがある箇所については、必要に応じて養生等を行うこと。  
・産業廃棄物の運搬中の事故・施設等の破損については、受託者の責において処理すること。  
・運搬にあたって、運搬経路確保のため除雪作業が必要な場合については委託者と日程等調整のうえ受託者が行うこととする。  
・マニフェスト伝票については履行期限の5営業日前までに提出すること。
- 5 履行期間  
契約書に示す着手の日から、令和8年3月25日（水）までとする。

## 6 産業廃棄物処理業の許可

受託者は、本業務で取扱う産業廃棄物に対し、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証において適切な事業範囲及び許可を有すること。

## 7 監督官庁への申請

業務を実施するにあたり、必要な法令で定められた監督官庁への許可申請・届出等は、全て受託者の責において実施すること。また、これに要する費用は、全て受託者の負担とする。

## 8 提出書類

受託者は、契約締結後、下表に示す書類を提出すること。

また、産業廃棄物管理票を用意すること。

提出書類	部数	提出期限	備 考
業務着手届	1	着手後速やかに	別添参照 ※
業務主任経歴書	1		
業務工程表	1		
業務完了届	1	完了と同時	別添参考
再委託承諾願	1	作業開始前	別添参考 ※再委託が必要な場合のみ
産業廃棄物管理票 (排出事業者控え)	1	収集運搬及び処分完了の都度	
その他、委託者が必要 と認めたもの	1	その都度	

※以下のいずれか一方の方法により労災保険加入証明を行うこと。

・業務着手届の余白部分に所管労働基準監督から「保険関係成立済」の押印を受け、労働保険番号を記載すること。

・契約日から遡及して1年以上の受付印及び領收印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告等の法定様式控え等を添付すること。

## 9 札幌市環境マネジメントシステムの運用の協力

受託者は、作業に従事する者へ本市「環境方針」(別紙2)を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、本市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

## 10 再委託について

契約書に規定する再委託の禁止とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗状況
- (2) 点検手法の決定及び技術的な判断

なお、前述の再委託禁止以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、常に業務主任が指揮・監督等の業務を行うこと。

## 11 その他

- (1) 本仕様書に明記なき事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、業務に遗漏のないよう行うこと。
- (2) 運搬・処分については、産業廃棄物管理票により明確にすること。

## 12 問合せ先

札幌市交通局 電気課自動改札係  
担当：村谷 Tel (011) 896-2736

## 産業廃棄物処理一覧表

# 環境方針

## 1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP<sub>RO</sub>』」の実現を目指してまいります。

## 2 基本的 方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

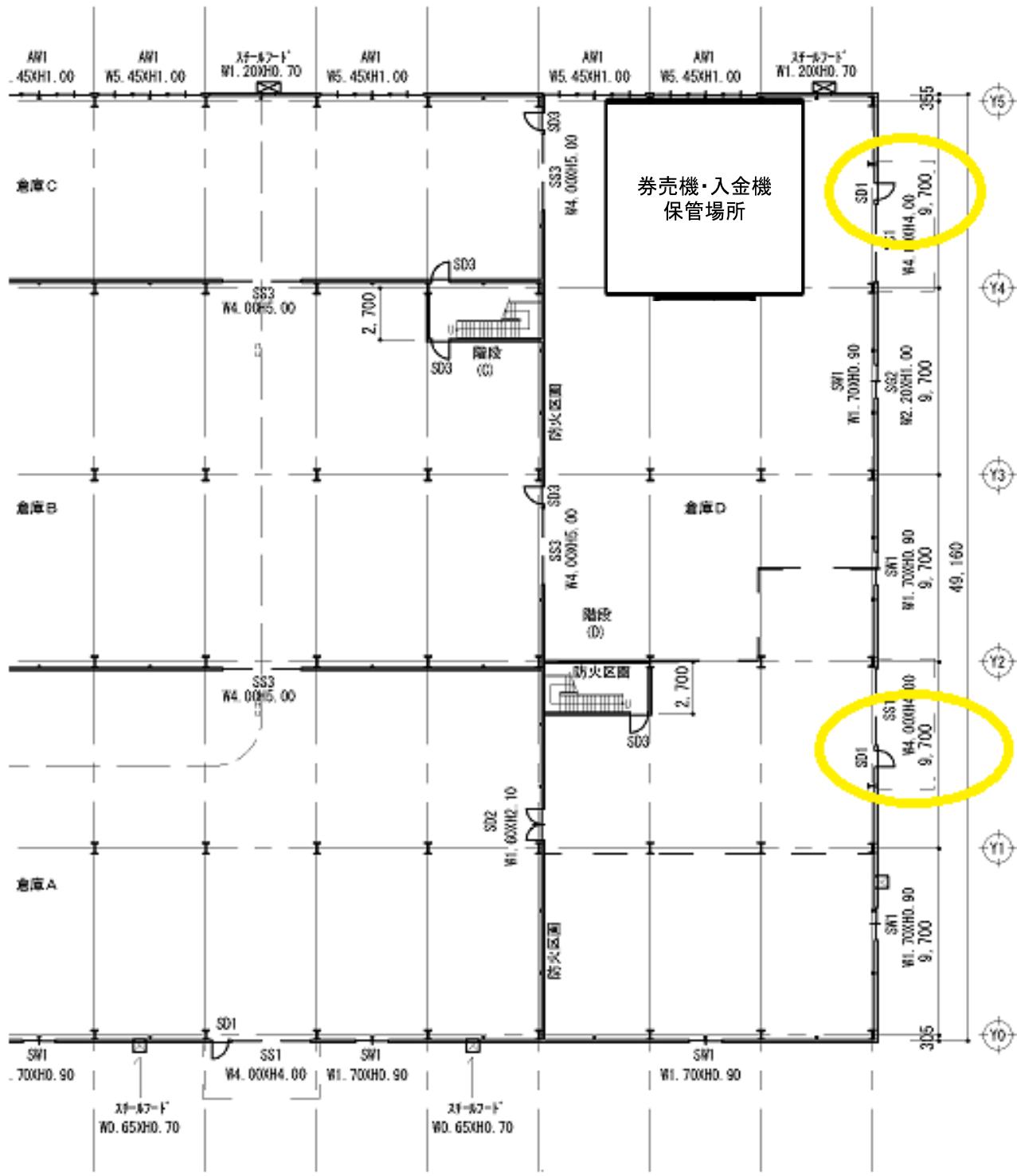
- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局



業務委託 - 第8号様式

**業務着手届**

年　月　日

札幌市交通事業管理者

交通局長 芝井 静男

受託者 住 所  
商号又は名称  
職・氏名

印

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務は、 年　月　日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託 - 第9号様式

## 業務工程表

年　月　日

札幌市交通事業管理者

交通局長

受託者 住 所  
商号又は名称  
職・氏名

印

業務名 \_\_\_\_\_

履行期間 着 手 年　月　日  
　　　　　　完了 年　月　日

上記業務について、別紙の工程表により実施しますので、承認願います。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

## 業務主任経歴書

業務名 \_\_\_\_\_

業務主任（氏名） \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 歳 )

### 1 職歴、法令による免許、資格

取 得 年 月 日	免 許 ・ 資 格

### 2 最近の主な業務経歴

履 行 期 間	業 務 内 容	発注者

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

受託者 住 所  
            商号又は名称  
            職・氏名

印

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

## 業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

住 所

受託者 商号又は名称

職・氏名

印

業務名

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

----- (以下、札幌市交通局使用欄) -----

受付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名)	印
----	-------	-------------------	---

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、  
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)

令和 年 月 日

## 再委託承諾願

札幌市交通事業管理者

交通局長

様

(住所)

受託者

(氏名)

印

### 業務名

履行期間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	
業務概要		
再委託に付する業務	再委託先住所氏名(会社名及び代表者名)	電話番号等

再委託に付する業務については具体的に記載すること。

再委託先が札幌市競争入札参加資格を有しない場合、再委託先より別紙「誓約書」を1部徴し提出すること。

承諾印

上記の事項について承諾を願います。

# 誓約書

札幌市交通事業管理者

交通局長

様

私は、申請にあたり、次の各号のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、再委託を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市交通局が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。
- 3 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- 4 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市交通局が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入れ、契約等から排除していることを承知していること。
- 5 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することないこと。

役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

令和 年 月 日

（住 所）

再委託者（商号又は名称）

（代表者氏名）

印

25電業第C-10号

## 積算内訳書

業務名 券売機・入金機収集運搬処分

令和7年10月

## 券売機・入金機収集運搬処分

## 券売機・入金機収集運搬処分